

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数、並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の6分の1の数、並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

美津雄



1	50分の1の数	1 6 8人
2	6分の1の数	1, 3 9 6人
3	3分の1の数	2, 7 9 1人